

防衛大学校の学群長会議に関する達を、次のように定める。

平成12年5月17日

防衛大学校長 西原 正

防衛大学校の学群長会議に関する達

改正 平成17年3月31日防衛大学校達第5号

平成21年3月31日防衛大学校達第6号

平成24年4月6日防衛大学校達第8号

平成27年4月10日防衛大学校達第9号

平成28年3月31日防衛大学校達第3号

平成30年3月30日防衛大学校達第4号

(目的)

第1条 防衛大学校（以下「大学校」という。）における教育及び研究に関する専門的事項を審議するため、大学校に学群長会議を置く。

(構成)

第2条 学群長会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 議長 防衛大学校長（以下「学校長」という。）
- (2) 委員 副校長、幹事、総務部長、教務部長、訓練部長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長、各学群長、理工学研究科長、総合安全保障研究科長、入試統括官、教養教育センター長、グローバルセキュリティセンター長及び国際交流センター長
- (3) その他 学校長が必要と認める者

2 議長は、必要があると認める時は、前項以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第3条 学群長会議は、次の各号に掲げる事項のうち、専門的かつ重要な事項を審議する。

- (1) 教育の理念及び教育計画に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 教育方法の改善に関すること。
- (4) 教育及び研究の評価に関すること。
- (5) 教官の研究に関すること。

- (6) 教官の人事計画に関すること。
- (7) 教育研究環境の整備に関すること。
- (8) 総合教育の全校協力体制等に関すること。
- (9) その他教育研究に関すること。

(開催)

第4条 学群長会議は、原則として毎月第1及び第3月曜日に開催するものとする。

(庶務)

第5条 学群長会議の庶務は、教務課において行う。

附 則

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日防衛大学校達第5号)

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日防衛大学校達第6号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日防衛大学校達第8号)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日防衛大学校達第9号)

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日防衛大学校達第3号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日防衛大学校達第4号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。